

## 建設工事 成績評定の方法

上越市建設工事成績評定実施要綱第4条第3項に規定する市長が定める成績評定の方法は下記によるものとする。

### 記

1. 成績評定は、別紙N0.1の建設工事成績評定表に基づき算定された評定点を、次のとおり区分するものとする。

評定の区分			
ランク	評定点	区分の基準	
A	80点以上		他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	標準的工事	Aランクではないが、標準的工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満		標準的な工事
D	60点以上65点未満		Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満		今後指名停止となる工事

2. 主任監督員は、課長等から監督を命じられた者で、原則的に設計及び積算を行った者とする。(監督要領第4条第2項)
3. 上記2. に定める以外の主任監督員は、財務規則第143条第4項に規定する者とする。(監督要領第4条第3項の後段、及び同条第4項)
4. 総括監督員は、課長等自ら又は課長等から指名された者で、建設工事の監督に関する主管課の全体を掌握できる者とする。(監督要領第4条第1項)
5. 検査員は、上越市建設工事成績評定実施要綱第3条第3項に規定する者とする。

工 事 成 績 評 定 表

														主管課名																					
工事番号	第	号	工 事 名						工事種別					工事場所		上越市	地内																		
受注者名			工 期						から 完 成 日					現場代理人																					
契約金額 (最終)									円						まで 完成届受付日					主任 (監理) 技術者															
考 査 項 目 ※6			主任 監 督 員					総 括 監 督 員					検 査 員																						
			氏名					氏名					氏名																						
項 目	細 別		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e														
1. 施工体制	I 施工体制一般		1.0	0.5	0	△ 5.0	△ 10.0																												
	II 配置技術者		3.0	1.5	0	△ 5.0	△ 10.0																												
2. 施工状況	I 施工管理		4.0	2.0	0	△ 5.0	△ 10.0								0.5		2.5		0	△ 7.5	△ 15.0														
	II 工程管理		4.0	0.5	0	△ 5.0	△ 10.0	0.5		1.0		0	△ 7.5	△ 15.0																					
	III 安全対策		0.5	2.5	0	△ 5.0	△ 10.0	3.0		0.5		0	△ 7.5	△ 15.0																					
	IV 対外関係		2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形		0.5	2.0	0	△ 2.5	△ 5.0								10.0	0.5	5.0	2.5	0	△ 10.0	△ 20.0														
	II 品質		5.0	2.5	0	△ 0.5	△ 5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	△ 12.5	△ 25.0														
	III 出来ばえ														5.0		2.5		0	△ 5.0															
4. 工事特性	I 施工条件等への対応 (※2)(20~0)										20																								
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)(7~0)					7																													
6. 社会性等	I 地域への貢献等(※4)										10.0					0.5					5.0					2.5					0				
加減点合計(1+2+3+4+5+6)			+ 16.0 点										+ 31.0 点										+ 12.5 点												
評定点(65±加減点合計)(※1)			①					81.0 点					②					96.0 点					③					77.5 点							
評定点計(※1)			82.6 点 ( ① 81.0点×0.4 + ② 96.0点×0.2 + ③ 77.5点×0.4 = 82.6点 )																																
7. 法令遵守等(※5)																					△ 0 点														
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認(※6)					対象外					履行					不履行					△ 0 点														
評定点合計(※7)			83 点 ( 評定点計 82.6点 - 7.法令遵守等 0点 - 8.総合評価技術提案不履行 0点=83点 )																																
所 見 (※8)			(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)																						

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~③)は小数第1位まで記入し、評定点計は四捨五入、小数点第1位まで記入する。

※2 4. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価にあたっては、主任監督員から報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 5. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 6. 社会性等の評価では、地域への貢献の観点から加点評価のみとする。

※5 7. 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。

※6 8. 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択し減点する。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見は①②③の評定点が80点以上または60点未満の場合において個別に記入する。

※9 各考查項目ごとの採点は、工事成績採点の考查項目別運用表(建築等)によるものとする。